

# 臨時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年11月24日(木曜日)  
午後1時

場所

TKP品川カンファレンスセンター  
(前回とは会場が異なりますので、末尾の会場ご案内図  
をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式の発行の件

## 目次

臨時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5

Play Your life

## 臨時株主総会における新型コロナウイルス予防対応のお願い

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社臨時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、総会へご来場された際に下記の事項にご協力いただければ幸いです。また、ご高齢者、妊婦、あるいは体調が優れない方は、郵送やインターネットより事前に議決権のご行使をしていただき、当日のご来場はご遠慮いただきますようご理解の程よろしくお願い申し上げます。なお、運営スタッフにつきましても、マスクを着用してのご対応を予定しています。株主の皆様の安全を第一に考えての予防措置ですのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<ご協力のお願い>

- ・可能な範囲でマスクのご持参及びご着用にご協力ください。
- ・ご入場の際は、消毒液での手指消毒にご協力ください。

※今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主の皆様は予め当社ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願いいたします。

<当社ウェブサイトURL>

<https://company.golfdigest.co.jp/ir/>

以上

証券コード 3319  
2022年11月9日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号  
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
代表取締役社長 石坂 信也

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年11月22日（火曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

またインターネット等により複数回数、又はパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年11月24日（木曜日）午後1時（開場時間 午後12時30分）  
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル9階  
TKP品川カンファレンスセンター  
(前回とは会場が異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、  
お間違えのないようご注意ください。)

### 3. 目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 第三者割当によるA種優先株式の発行の件

以 上

#### ●ご出席にあたって

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### ●インターネット開示について

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。  
<当社ウェブサイトURL> <https://company.golfdigest.co.jp/ir/>

## 議決権行使についてのご案内

当社の株主総会における議決権行使の方法は、下記の3通りでございます。

### ▶ 株主総会にご出席いただく場合



**株主総会開催日時** 2022年11月24日（木曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### ▶ 書面による議決権行使の場合



**行使期限** 2022年11月22日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### ▶ インターネット等による議決権行使の場合



**行使期限** 2022年11月22日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご使用のスマートフォン等の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問合せ先  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

### 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の目的

第2号議案「第三者割当によるA種優先株式の発行の件」に記載のA種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設するものです。

A種優先株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式の発行の件」をご参照ください。

なお、当該定款一部変更については、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式の発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第5条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第5条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>59,164,000</u>株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>59,224,000</u>株とし、<u>各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 <u>59,164,000</u>株</p> <p>A種優先株式 <u>60,000</u>株</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、<u>A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p>
<p>第8条 ～ 第11条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第8条 ～ 第11条</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章の2 種類株式</p> <p>(A種優先株主に対する剰余金の配当)</p> <p>第11条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下、「A種優先株主等」という。）に対し、第5項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>2 A種優先配当金の額は、100,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に、A種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（第4項に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたとき除く。）は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額はその各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>



現 行 定 款	変 更 案
	<p>4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積した本累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、第2項なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、次項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>5 <u>A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p>
(新設)	<p>(A種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p><u>第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第4項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「本残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</u></p> <p>2 <u>A種優先株主等に対しては、前項の場合のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>3 <u>A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>4 <u>A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p>
(新設)	<p>(A種優先株主の議決権)</p> <p><u>第11条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の5 A種優先株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種優先株主が指定する日(当該日が営業日(日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。)でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、「償還請求日」という。)として、償還請求日の5営業日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例投分の方法により、当会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p>
(新設)	<p>(A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の6 当社は、2022年11月25日以降（同日を含む。但し、2024年11月25日以降（同日を含む。）2025年5月24日（同日を含む。）までの期間を除く。）、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(A種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第11条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。</p> <p>2 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が不足する場合の処理)</p> <p>第11条の8 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は残余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第17条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第17条</p> <p>(現行どおり)</p>
(新設)	<p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</p> <p>3 第14条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>4 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第18条 ～ 第30条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第18条 ～ 第30条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 ～ 第38条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 ～ 第38条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第39条 ～ 第42条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第39条 ～ 第42条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>2022年3月28日改定による</u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び同変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>2022年3月28日改定による</u>変更前定款第17条はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>

## 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.乃至3.に記載の理由により、下記4.に記載の要領にて、ファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合（以下、「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるA種優先株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件とします。また、2022年9月22日付で当社と割当予定先が締結した投資契約（以下、「本投資契約」といいます。）において、割当予定先によるA種優先株式に係る払込みは、本株主総会において、第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決されること等を条件としております。

### 1. 募集の目的及び理由

#### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社の連結子会社であるGolfTEC Enterprises, LLC（本社：米国コロラド州、以下、「米国GOLFTEC」といいます。）は、世界最先端のテクノロジーを駆使しスイングデータ、ボールやゴルフクラブデータ、ユーザープロフィールデータの3層のデータを基に個人に合わせたカスタマイズしたレッスンやクラブフィッティングを行う点に特徴があり、米国を中心にカナダや東南アジア地区等6か国で230店舗以上を出店するほか、900人以上の認定コーチにより年間150万回以上のレッスンを行っております。

米国ゴルフ市場においては、新しいテクノロジーや昨今のCOVID-19感染症の拡大がゴルフの習慣や楽しみ方に影響を与えており、ゴルフ場以外でのゴルフの楽しみ方が拡がりを見せるとともに、より身近な存在になりつつあります。

このような環境下、米国GOLFTECは2021年2月に公表した当社中期経営計画「LEAD THE WAY」の基本方針に基づき店舗拡大を中心とした成長戦略を掲げ、これを達成すべく事業運営に取り組んでおります。そして、さらなる成長拡大を見据え、従来のマンツーマンレッスンを基に、より多くのゴルファーにより上達するための世界最高クラスのノウハウをあらゆる場面、場所において提供するという、「GOLFTEC ANYWHERE」構想を掲げました。

米国GOLFTECの合併パートナーであるGTE Step1 HoldCo LLCとは2018年7月に当社が米国GOLFTECの60.0%の出資持分取得及び子会社化を実施してから現在に至るまで、良好なパートナーシップを構築しながら事業規模を順調に拡大してきました。その結果、子会社化した当時には債務超過であった米国GOLFTECは2022年度中に債務超過を解消する見込となっております。このたび「GOLFTEC ANYWHERE」構想の実現による長期的な



収益拡大をより加速させるため、GDO Sports, Inc.の同社に対する出資持分を拡大させることといたしました（以下、「本出資持分追加取得」といいます。）。

本出資持分追加取得は当社の中期経営計画の達成、ひいては長期的な企業価値の向上のために欠かせない取引である一方で、本出資持分追加取得により当社の連結貸借対照表上の純資産（以下、「連結純資産」といいます。）が減額してしまうことから、連結純資産を強化し、財務健全性の向上を図ることのできる手法による資金調達を行ったうえで本出資持分追加取得を実行することが、重要な課題の一つであると認識しておりました。

同課題の検討において、当社は、当社の既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、連結純資産を強化し財務健全性の向上を図ることができること、本出資持分追加取得の最終契約締結時における資金調達の確実性が高いこと等を条件に、さまざまな手法を検討して参りましたが、既存株主の利益保護の観点、本出資持分追加取得後の財務健全性の観点、及び資金調達の確実性の観点から、本出資持分追加取得に係る資金調達の一部については、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」の第三者割当増資が最適であると判断いたしました。

かかる中、2022年の年初より複数の投資家候補と接触し、「社債型優先株式」引受の可能性について議論を進めて参りました。2022年4月に、国内金融機関10社程度にインディケーション・レター（簡易的な条件）の提出を依頼し、2022年5月末には複数社から条件の提示を受けましたが、その中で経済条件を含めた総合的な条件が最も良く、当社事業に対する深い理解を有しており、また国内で優先株式をはじめとするメザニンファイナンス（劣後性資金によるファイナンス）の経験が豊富であるファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合を、第三者割当増資の引受人候補として選定し、詳細な条件について協議を進めて参りました。協議の結果、既存株主の利益保護の観点、本出資持分追加取得後の財務健全性の観点、及び資金調達の確実性の観点について当社の満足する内容での「社債型優先株式」の発行について合意に至ったことから、ファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合に対する第三者割当増資を行い、本出資持分追加取得に係る資金調達の一部とすることといたしました。

## （2） 本第三者割当増資による資金調達を選択した理由

当社は、連結純資産を強化し財務健全性の向上を図ることができること、本出資持分追加取得の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りました。

その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしました。が、いずれも既存株主の利益保護の観点、資金調達金額の確実性の観点から、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。

本第三者割当増資においては、当社の既存株主に与える希薄化の影響を配慮し、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていないA種優先株式の発行により資金調達を行うこととしております。本第三者割当増資は、当社株式に希薄化を生じさせることはなく、連結純資産を増強し財務健全性の向上に資するものであり、また資金調達の確実性が高いことから、当社にとって現時点での最良の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

### (3) 割当予定先を選定した理由

上記(1)に記載のとおり、インディケーション・レターの提示を受けた国内金融機関の中で最も経済的な条件が良く、当社事業に対する深い理解を有しており、また国内で優先株式をはじめとするメザニンファイナンスの経験が豊富であることから、第三者割当増資の引受人として最もふさわしい相手であると判断し、割当予定先として選定しました。

なお、当社及び割当予定先の間の本投資契約は、以下の内容を含んでおります。

#### ① 事前承諾事項

本投資契約上、当社が本投資契約において列挙された一定の行為を行う場合、A種優先株式の払込金額の総額が50.1%以上の単独又は複数のA種優先株主の事前の書面による承諾が必要とされております。事前の書面による承諾の対象とされている行為には、典型的にA種優先株式の価値を毀損する可能性がある行為のほか、当社グループの組織又は経営に重大な影響を与える行為が含まれております。

#### ② 財務コベナンツ

本投資契約において、当社は、純利益又は純資産を一定の水準以上に維持する義務を負っております。

#### ③ 償還請求の制約

A種優先株式の発行要項上、原則として、A種優先株主は払込期日以降いつでも、当社に対して、償還請求を行うことができることとされておりますが、本投資契約の規定により、割当予定先が金銭を対価とする償還請求権を行使できるのは、2027年11月25日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当する場合に限られます。

#### ④ 譲渡制限

本投資契約において、所定の譲渡先(5社以内かつ本投資契約上の適格譲渡先に限る)に対してA種優先株式の発行済み総数の49.9%を超えない範囲で譲渡を行う場合を除き、A種優先株式の譲渡には当社の承諾を要することとされております。但し、以下のいずれ

かの事由に該当する場合には、当社は、原則としてかかる譲渡を承諾することとされております。

- ・ A種優先株式の償還請求を行うことができる場合
- ・ 当社が負っている本投資契約上の義務の重要な点において違反があり、A種優先株主が当社に対してその是正を求めたにもかかわらず、20日以内に是正されなかった場合

## 2. A種優先株式の概要

### (1) 優先配当

A種優先株式を保有する株主（以下、「A種優先株主」といいます。）は、普通株式を有する株主に優先して配当を受け取ることができます。優先配当の額は、100,000円に優先配当率を乗じた数値を日割計算することで算出されます。優先配当率は、当初年率6.50%であり、払込期日から1年経過するごとに年率0.5%ずつ加算されます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種優先株式は非参加型であり、A種優先株主は当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることはできません。

### (2) 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。A種優先株式の発行要項上、原則として、A種優先株主は払込期日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」といいます。）できることとされておりますが、本投資契約の規定により、割当予定先が金銭を対価とする償還請求権を行使できるのは、2027年11月25日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当する場合に限られます。

A種優先株式に付された金銭を対価とする償還請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日とする累積未払優先配当金及び優先配当日割計算額を加えた金額となります。

### (3) 金銭を対価とする取得条項

A種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。当社は、2022年11月25日以降（但し、2024年11月25日以降2025年5月24日までの期間を除く。）、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」といいます。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得できるとされております。

A種優先株式に付された金銭を対価とする償還条項が行使された場合に交付される金銭の

額は、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、金銭対価償還日を日割計算基準日とする累積未払優先配当金及び優先配当金日割計算額を加えた金額となります。

#### (4) 議決権

A種優先株式は、会社法上の無議決権株式であり、A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。

#### (5) 譲渡制限

A種優先株式に譲渡制限は付されておりませんが、本投資契約の規定により、A種優先株式の譲渡には当社の承諾を要することとされております。

### 3. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当増資における公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対してA種優先株式の評価を依頼し、プルータス・コンサルティングより、2022年9月22日付で「株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインA種優先株式評価報告書」（以下、「A種優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

プルータス・コンサルティングは、A種優先株式の評価手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、A種優先株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮した上で、一定の前提の下、A種優先株式の評価を行っております。A種優先株式評価報告書において、A種優先株式の価値は1株あたり96,550円～102,640円とされております。

当社は、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、当社として条件面も含め合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至り、A種優先株式の払込金額を1株につき100,000円と決定いたしました。当社としては、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、A種優先株式の発行条件が上記「1. 募集の目的及び理由」の「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおりのおりの当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、A種優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しておりますが、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は高度かつ複雑であり、その評価についてはさまざまな見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意

思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を60,000株発行することにより、総額6,000,000,000円を調達いたしますが、前述したA種優先株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。さらに、A種優先株式には株主総会における議決権がなく、かつ、当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されておられません。したがって、本第三者割当増資により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはないと判断しております。

4. 募集事項の内容

①	募集株式の種類及び数	A種優先株式60,000株	
②	募集株式の払込金額	1株につき100,000円	
③	払込金額の総額	6,000,000,000円	
④	増加する資本金及び	増加する資本金の額	3,000,000,000円
	増加する資本準備金の額	増加する資本準備金の額	3,000,000,000円
⑤	払込期日	2022年11月25日	
⑥	発行方法	第三者割当の方法によりファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合に全株式を割り当てます。	
⑦	募集株式の内容	A種優先株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。	

以 上

メモ

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

場所：東京都港区高輪3-25-23 京急第2ビル 9F

会場：TKP品川カンファレンスセンター

電話番号 03-5793-3571

URL <https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-shinagawa-shinkan/access/>



## <交通アクセス>

電車でお越しの方 JR山手線・横須賀線・京浜東北線・東海道本線「品川」駅より徒歩3分、  
京急本線「品川」駅より徒歩4分